

後藤新平と植民地経営

——日本植民政策の形成と国内政治——

小林 道彦

【要約】 日清戦争による台湾領有は、台湾関係費の予想外の膨張をまねき、第二次松方内閣が地租増徴を決意する最大の直接的要因となった。地租増徴反対を唱える政党勢力もそれを推進せんとする藩閥勢力も、ともに台湾統治改革による台湾財政の整理を主張しはじめた。新任台湾民政局長後藤新平は「旧慣温存による経費節減」論にもとづく統治改革を断行し、台湾財政の經常費的部分を圧縮して本国の期待にこたえらるとともに、台湾事業公債法による特別事業費の膨張を通じて、持論である積極主義的植民地経営論を実現しようとした。同法は第一三議会で一応の成立をみ、一九〇一年以降の財政逼迫状況にもかかわらず、台湾の戦略的重要性のためかあまりに支えられて、ほぼ当初計画以上のペースで実行されていった。だが、徹底した積極財政論者であった後藤は一層の積極主義的植民地経営を望み、本国の「吝費主義」・内地延長主義を抑制するため、「台湾統治法案」を起草させる。

小林 六八巻五号 一九八五年九月

はじめに

後藤新平は、一八九八年から一九〇六年まで総督府民政長官として台湾統治改革を推進し、乃木総督時代における台湾統治の「混乱」を收拾して、それを一応の軌道にのせるのに成功した。本稿は、後藤によってこうして基礎づけられた日本植民政策のありかたを、日清戦後経営期の国内政治過程との有機的連関のもとにとらえようとするものである。

かつて筆者は、日本植民地研究において、植民地—国内双方における政治過程を統一的に把握する視点・方法が、いま

だ不充分であることを指摘し、右の観点から日本植民政策の形成過程を説明しようとした。^①

すなわち、高野台湾高等法院長非職事件（一八九七年）に象徴される初期台湾統治「混乱」の原因を筆者は統治理念の未確立にもとめ、後藤の民政局長就任（一八九八年三月）にともなう統治理念「旧慣温存」原則の確立によって、「混乱」は収拾されたとしたのである。これを要するに、領台当初陸軍が奉じていた「台湾住民放逐論」は「土匪」のあいづく蜂起のために現実的妥当性をうしない、また「同化」主義的立場から陸軍批判を展開していた進歩党—高野の統治構想は、その「内地延長主義」的性格のゆえに藩閥指導者のいれるところとならず、ともに政策としての有効性をうしなっていたのであった。後藤の「旧慣温存」主義が藩閥指導者にうけいれられたのは、それが政党勢力の植民地統治への介入を阻止するのに格好の理論的根拠を提供したからであり、また、同主義にもとづく「帰順政策」が「土匪」鎮圧に効果的であると考えられたからであった。

こうして筆者は、日清戦後経営期における「藩閥対政党」の権力闘争的側面に着目し、そこから後藤新平の台湾統治改革の意味を確定したのである。

しかしながら、旧稿では後藤の登場の意味を当時の最大の政治的争点たる財政問題、とりわけ地租増徴問題と充分関連づけて論ずることはできなかった。そこで本稿では、財政問題を分析視角に導入することによって、日本植民政策がなぜ後藤的なもの^②として成立しなければならなかったのかという問題を、あらためて解明する。すなわち、本稿の第一の課題は、後藤新平の植民地経営構想の「意義と限界」を現実政治の「場」のなかで検証することである。^③

ところで、右の課題を達成するためには、国内諸政治勢力の政策的優先順位における植民地経営の位置を確定せねばならない。

日清戦後経営期における政治過程の主潮流は、藩閥と政党との提携による政治体制、すなわち、後の「桂園時代」的政体形成へとむかっていた。両者はそれぞれ戦後経営の遂行と地方利益撤布による党勢拡大のために、増税等による

積極財政を志向し、かつそれを媒介として提携したのである。^③

このような状況において、藩閥や政党にとって植民地経営はいかなる意味をもっていたのであろうか。このことの解明が、本稿の第二の課題である。

なお、筆者の仮説的見通しにしたがえば、後藤の創出した植民地経営にかんする「政治技術」は、「明治寡頭制」の崩壊と政党政治の成立や第一次大戦にともなう高度経済成長の実現等、内外の諸情勢が大きく変化する原敬内閣期にいたるまで、植民政策の展開を大枠で規定していたように思われる。ただ、原敬内閣期以降における後藤的植民政策の解体過程についての考察は、他の機会にゆずることとしたい。

① 拙稿「一八九七年における高野台湾高等法院長非職事件について——明治国家と植民地領有——」(中央大学大学院論究—文学研究科篇—)一四—一)。おもな台湾植民地研究としては、黄昭堂『台湾民主国の研究』(東大出版会、一九七〇年)、許世楷『日本統治下の台湾』(同右、一九七二年)、涂照彦『日本帝国主義下の台湾』(同右、一九七五年)、小林英夫「初期台湾占領政策について」(三)、『駒沢大学経済学論集』八一—四、一〇—一)などがあるが、これらの諸研究の視野はいずれも植民地内部に限定されている。また、春山明哲・若林正文氏らの『日本植民地主義の政治的展開』(アジア政経学会、一九八〇年)は、本稿と同様の視点から台湾統治分析をおこなったものであるが、惜しむらくは分析対象が法制度や植民地議会設置問題に限定されており、本国—植民地双方の政治過程をトータルに把握するという点では、いまだ充分でないように思われる。なお、鶴見祐輔『後藤新平』第二巻(勁草書房、一九六五年、以下「G—2」と略称)も、国内政治と植民地経営のありかたをトータルにとらえようとする志向性を随所にみせている。ただ、鶴見の叙述の問題点は、後藤と軍部・政

党(とくに前者)との対立的側面を強調しすぎていることで、それが結果的に後藤の「経済的政治企業家」としての側面の過大評価をもたらしたように思われる。ここには、『後藤新平』執筆当時の鶴見の政治的立場が反映されていると考えるべきであろう。詳しくは第四章で述べるが、後藤と軍部とは台湾経営をめぐる協調的関係にあったのであって、後藤は植民地経営に「経済的価値」のみをみいだしていたのではなかった。

② なお代表的な後藤研究としては、前田康博『後藤新平』(神島二郎編『現代日本思想大系10 権力の思想』筑摩書房、一九六五年)、溝部英章『後藤新平論—闘争の世界像と「理性の独裁」—』(法学論叢)一〇〇—二、一〇—一二)がある。前田論文は、後藤を「経済的政治企業家」としてとらえたものであるが、前註で述べたように、これには再考の余地があるだろう。また溝部論文は、後藤の『国家衛生原理』をてがかりに、かれの終生一貫したあるべき国家像として反政党的な「理性の独裁」を抽出された。しかしながら、『国家衛生原理』中には、その後藤の政治行動上の一つの特徴となった「積極主義」

への傾斜（台湾事業公債法、鉄道広軌化構想、震災復興計画など）は、
いまだ発見されない。したがって、右の方法には若干の無理があるよ
うに思われる。

③ 坂野潤治『明治憲法体制の確立』（東大出版会、一九七一年）、有泉
貞夫『明治政治史の基礎過程』（吉川弘文館、一九八〇年）。

（付記）

「土匪」「同化」等の名辞には、本来すべてかぎ括弧を附すべき
であるが、以下初出の場合を除いて原則として省略させていた。なほ
また、引用文中の（ ）は、すべて筆者が挿入したものである。なほ
本文中でいう「別稿」とは、前掲拙稿をさす。

一 台湾経営の「混乱」

本章では、後藤赴任当時の台湾経営混乱の実態を、統治システム問題・対土匪政策・財政問題の三点を中心に考察する。
まず、統治システム問題^②であるが、これは植民地統治システムを本国統治システム＝明治憲法体制といかに連関させて
創出するかという、統治の基本問題と深く関わっていた。明治国家にとって台湾領有は最初の植民地領有であったので、
この問題は是非とも早急に解決されねばならなかった。だがそれは、容易なことではなかった。というのは、まず第一に
明治憲法には新領土の獲得についての規定はまったく欠落していたし、第二に政府部内においても、いかなる統治理念の
もとに台湾を統治するかという原則的問題についてすら、統一的コンセンサスは形成されていなかったからである。した
がって、それは「実践的」に解決されるしかなかった。

台湾統治システムは、九六年四月に「台湾総督府条例」・「拓殖務省官制」・「台湾ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律」（い
わゆる六三法）が施行されたことにより、一応の完成をみた。その結果、台湾総督には一般行政権のみならず軍事指揮権や
事実上の立法権まで付与され、ここに総督府の本国政府からの相対的自立性は、一見きわめて強化されたかのごとき外観
を呈するようになった。台湾全土で蜂起していた土匪を「効率的に」鎮圧するためには、総督にある程度の自由裁量権を
あたえておいたほうが便宜的である。ゆえに、このような措置がとられたものと思われる。

こうして、九六年四月の諸官制制定によって、統治理念の確立を棚あげにしたまま、統治システム問題には結着がつけ

られた。だが、この統治システムは固有の欠陥を内蔵していた。拓殖務省の設置がそれであって、これにより総督は拓殖務大臣の指揮・監督をうけるものとされ、一見強大に見える総督の諸権限が、本国政府の統治への介入によって制約される可能性が生じたのである。そして、九七年の高野事件は、その展開の過程でこの制度的矛盾を一挙に顕在化させたのである。

高野事件の原因は、まさに統治理念の未確立そのものにあった。そして、それは対土匪政策のありかたをめぐる陸軍と司法部との全面対立をひきおこしたのである。すなわち、当時対土匪政策をになつていた陸軍は、台湾住民の島外放逐¹¹日本人移民の大量導入を前提に、土匪蜂起地域住民の無差別的殺戮をおこなつていたが、これにたいし司法部は台湾住民の同化を統治目標として設定し、法による土匪の処断を主張していた。したがって、両者の関係はおのずと対立的なものになつていった。そしてこの対立は、九七年の春に高等法院によって総督府内の大規模な汚職事件が摘発され、しかもそれとあい前後して、土匪の総督府包囲攻撃事件という「失態」が演じられたことで、一挙に国内政局の一大争点となつたのである。

本国で高野らと呼応して台湾統治改革をおもに主張したのは、第二次松方内閣の与党たる進歩党であった。高野同様同化主義を唱えていた同党は、在台陸軍の専横の制度的象徴ともいふべき総督武官制の廃止を主張したのである。結局、この問題は、陸軍の圧力をうけた松方が武官制を支持したために一応の結着をみたが、ことはこれだけではすまなかつた。なぜなら、こうした台湾統治の混乱を一層助長していたのが、拓殖務省（大臣は高島綱之助陸軍大臣の兼任）と総督府との「二頭政治」的状况にあることが、次第にあきらかとなつてきたからである。

すなわち、拓殖務省はしばしば総督府に事前に諮ることなく台湾の重要施策を決定し、そのため両者間には紛争が絶えなかつたのであつた（具体的係争点については後述¹²）。そして進歩党は、ここでもその陸軍批判の一環として拓殖務省の廃止を唱えたのである。¹³

与党進歩党による台湾統治システムのありかた全般にわたっての攻撃は、地租増徴の政治日程化を意識していた松方にとっては衝撃的な出来事であった。そして、総督任用資格問題では陸軍の主張をうけ入れた松方は、拓殖務省問題では進歩党の側にたったのである。結局、拓殖務省は同年九月に廃止され、以後総督府は内閣に設置された台湾事務局の管轄下におかれることとなった。

以上述べてきた第二次松方内閣下での台湾統治システムの動揺は、九七年一月の「台湾総督府官制」（勅令三六二号）によって、総督武官制の存続が最終的に確認されたことで一応終熄した。システム改革はたんに拓殖務省の廃止にとどまり、結果的には、総督府の本国政府からの相対的自立性は、ここに以前にも増して強められたのである。

しかしそれにしても、この時期なぜ台湾問題が一大政治争点化したのであろうか。

台湾問題の政治争点化の原因は、当時国内政局において最大の政治的懸案であった地租増徴問題と台湾統治改革とのあいだに、密接な運動関係が生じていたからであった。以下、それについて述べていこう。

もとより、新領土の経営に多額の経費を要するのはいうまでもないが、台湾領有もまたその例にもれなかった。たとえば、一八九五年度における本国財政の負担に関わる台湾関係費（臨時軍事費から支出）は、総額二七八万円にものぼり、一般会計歳出総額八五三一万七〇〇〇円余の約三三パーセントに相当していたし、翌九六年度のそれも一八一四万三〇〇〇円余に達し、前年度より若干の減少をみたものの、なおも一般会計歳出総額一億六八八万六〇〇〇円余の約一パーセントを占めていたのである。^⑤

このように台湾領有は本国財政にかなりの負担となったのであるが、この負担を軽減させるために制定されたのが、「台湾総督府特別会計法」（第十議会に提出）であった。すなわち、同法制定の趣旨は「台湾ト云フモノノ歳入ヲ持チマシテ台湾ノ諸般ノ経費ト云フモノハ維持シテ往カナケレバナラヌ」（阪谷芳郎）という点にあり、要するに、台湾総督に租税徴収の責任を負わせて台湾における税収を増やし、ゆくゆくは台湾財政の「独立」^⑥を図るというものであった（ただし、

台湾関係の軍事費は特別会計から除外され、一般会計の陸海軍省所管に属することになった。つまり、本国財政の負担とされたのである。同法案には自由党も進歩党もともに賛成し、九七年三月、議會を通過・成立した。^⑦

しかしながら、台湾における税収の増大は容易にはなしえなかった。というのは、土匪の活発な活動と地方制度上の欠陥のために、総督府のおこなわんとしつば施政はしばしば停滯を余儀なくされたからである。第二代総督桂太郎によれば、日本軍の上陸とともに各地でおこった土匪の蜂起は、その後も一向に衰える気配もなく、桂が総督に就任した時点（九六年六月）でも、台湾は「猶戦時の如し」といった有様であった。つまり、「殆ど各地方に民政官を配置したるに過ぎず」というのが、民政施行（同年四月）の実態だったのである。^⑧

また、台湾の地方制度は「無暗に内地之制度を模範として翻訳したるもの」であり、台湾の実情にあわなない部局・機關を数多く有していた。したがって、「人民之世話は至りて少くして官吏之世話のみに汲々たる」という具合に、人件費等の庄迫による行政事務の停滯が地方行政の常態となってしまうたのである。^⑨しかも、この当時地方税規則などはいまだ定められていなかったので、「（収税の）直接の実行者たる地方一部の局に當って居るものは、収入に勉めたからと云ふて其収入を直に其県なり其庁なりの經費に使ふという訳に行かず」、こうした面からしても、おのずと徴税事務は停滯するようになった。^⑩

以上の結果、総督府特別会計は歳入見通しのあまさもあいまって、年々かなりの歳入欠損を生じるようになった。たとえば、九六年度においては、製茶税則の実施の遅れなどのために歳入經常部で三九七万円余の欠損（予算額は六六八万円余）を見たし、また九七年度においては、歳入經常部予算として八一一万円余が計上されていたが、その実、実収見込額は五六六万円余にすぎなかった。したがって、ただでさえ土匪の蜂起によって停滯していた総督府の行政は、この經費不足によつてますますその停滯の度を強めたのである。「經費予算ノ足ラサル為メ各種行政ハ充分ノ活動ヲ為ス能ハス」との声は、総督府内で次第にたかまりをみせ、それはそのまま総督府特別会計への国庫補充金増額要求へと発展していった。^⑪

表1 台湾総督府特別会計への一般会計からの補充金高

年度	決算額	予定額
1896	6,940	
97	5,959	
98	3,985	
99	3,000	3,000
1900	2,599	2,599
01	2,387	2,387
02	2,460	2,460
03	2,460	2,498
04	700	1,496
05	—	1,501
06	—	1,399
07	—	1,227
08	—	1,047
09	—	992
1910	—	—

単位=千円。

千円未満4捨5入。

「予定額」とは、第13議会で修正・成立した総督府作成の「20カ年財政計画」での予定補充金額。

出典 『台湾統治綜覧』p. 183。

うけとった補充金は五九五万九〇〇〇円余であったが、これは総督府特別会計歳入総額の約七割にも相当していた。この当時、国庫補充金はたんにその金額からみても、台湾経営上欠くべからざる意味あいをもっていたのである。^⑬

それでは、こうした台湾経費の膨張にたいし、国内諸政治勢力はいかなる態度をとったであろうか。

地租増徴問題と高野事件がおこるまで、藩閥官僚も自由党も改進黨も自由党も改進黨も、一方で台湾財政の独立を望みながらも、他方で新領土の経営に当初のあいだは多額の経費を要するということは充分承知していた。^⑭ 実際、第九・十両議会で補充金削減を主張したのは自由党だけであったが、同党の削減論は「台湾経営ノ為メニ創業ノ際巨額ノ費ヲ要スルハ已ムヲ得ズト雖モ其方法宜シキヲ得ス」、すなわち、松方内閣が本来軍備拡張費のような臨時の支出を購うべき償金収入をもって、經常費の性格をもつ総督府への補充金財源にあてているのを非難する観点のものであった。つまり、台湾の財政独立を政府にせまるものではなかったのである。^⑮

ところが、地租増徴問題の登場と高野事件の勃発によって、このような状況は一変する。というのは、松方内閣が地租増徴に踏みきった最大の直接的要因は、実に台湾関係費の予定外の膨張にあったからである。^⑯ したがって、諸政党が地租

総督府特別会計の歳入欠損を補填するために、当初のあいだ政府は、補充金を当初計画以上に増やさねばならなかった。すなわち、戦後経営に着手するに際して政府が計画した「台湾経費補足」額は、九六年度から単年度あたり三〇〇万円（十カ年度で三〇〇〇万円）というものであった。^⑰ しかし、それは表1に示したごとく、早くも初年度から大幅な修正を余儀なくされたのである。ちなみに九七年度予算において、総督府の

増徴に反対しつづけるかぎり、かれらは台湾統治改革をも主張せざるをえなくなったのである。

まず、自由党から述べれば、同党は「若シ夫レ台湾ニ財源ナクンハ、國庫ヲ傾ケテ新領ノ土地ニ巨額ノ經費ヲ投スルノ已ムヲ得サル者アラン。然レトモ、台湾ハ財源ニ富ミ民力ニ裕カナリ。台湾人民ノ負担ハ内国人民ノ五分一ニモ足ラス、清國ノ治下ニ在リシ時ニ比シテ大ニ輕減スル所アリ。台湾ノ財政ニ困難ナルハ、其計畫ノ未タ宜キヲ得サルニ由ルノミ。」とし、松方内閣にたいし補充金の大幅削減を要求したのである。また、従来補充金の削減には自由党ほど「熱心」ではなかった進歩党も、同様に補充金削減論を主張しはじめている。¹⁷⁾

これらの補充金削減論は、いずれも統治改革による台湾財政の整理を要求していた。「腐敗官吏」の摘発を精力的に推しすすめようとした高野の周辺に多くの政党人があつまり、高野非職を強行した松方内閣をはげしく糾弾したのは、まさに地租増徴問題と統治改革問題とが緊密に連動していたからであった。両党の増徴反対は、その「副産物」として台湾統治改革論を誘発したのである。

ところで、このことはまた、政党側が地租増徴に賛成し財政整理をはじめとする統治改革に一定のめどがたてば、その補充金削減論はある程度は抑制されたものとなるであろうことを意味する。現に第一三議会で憲政党は地租増徴に賛成したが、その後同党はおもてだつては補充金削減は主張せず、また高野との関係も急速に疎遠なものとなっていく。そして、地租増徴に反対しその後も地租復旧を主張しつづけた憲政本党は、補充金全廃等からなる台湾関係費の削減を通じて復旧財源を捻出しようとしたのであった。したがって、同党は高野支援の態度をくずさなかった。

さて、政党側における統治改革論のたかまりと当時の財政逼迫状況は、拓殖務省をして補充金削減策をとらしめた。すなわち、九八年度予算原案の作成時に、高島拓相は総督府の提出した予算案を大幅に、しかも総督府になんの事前連絡もなく削減したのである。既述のごとく、当時総督府内には補充金増額論が抬頭しつづであった。したがって、当然のことながら両者間の対立は深刻化したのである。¹⁸⁾

地租増徴失敗により第二次松方内閣は総辞職したが（二月）、補充金削減路線は後継内閣たる第三次伊藤内閣によって本格化された。すなわち同内閣の井上蔵相は、補充金の一挙的半減案（六〇〇万円↓三〇〇万円）を総督府に提起したのである。その際、財政整理等々の統治改革が要求されたことはいうまでもない。^④

だがこれは、補充金増額をめざす総督府側には到底うけいれがたいものであった。そして、高野事件とならんでこの財政問題もまた、乃木総督退陣の原因となったのである。^⑤

以上述べてきたように、高野事件と地租増徴問題の登場以前においては、藩閥勢力も自由党も進歩党も、いずれも台湾財政の将来的な独立⇨補充金廃止を望んではいたものの、性急に補充金を削減しようとはしなかった。かれらはみな、新領土の経営に多額の経費を要することは充分承知していたのである。しかしながら、地租増徴の最大の直接的要因が総督府補充金の予想外の膨張にあったことは、諸政党をして地租増徴を阻止するための台湾統治改革論を主張させた。政府もまた、地租増徴を実現するためには、その前提として台湾統治改革が急務であることを認識し、補充金半減をうちだすにいたった。

これを要するに、後藤が台湾に赴任した当時、藩閥⇨政党を通じて台湾統治改革⇨補充金削減というコンセンサスが形成されていたわけであるが、しかしながら、補充金の大幅削減は多かれ少なかれ植民地課税の強化をもたらすであろう。そしてそれは、下手をすれば植民地民衆の一層の反発をまねき、土匪の活動を活発化させ、ひいては台湾関係費を膨張させるかもしれない。予想されるこうした「悪循環」におちいることなく、いかに台湾統治全般をたてなおしていくか。それが、後藤にあたえられた第一の政策課題であった。以下第二章においては、右の課題を後藤がどのように「解決」したかを、かれの意見書「台湾統治救急案」を中心に検討していきたい。

① 本章のなかでとくに註を附さなかった箇所については、前掲拙稿參照のこと。

② 本稿でいう「統治システム」とは、たんに総督府をさすのみならず、拓殖務省のような中央機関や予算審議権を行使する帝國議會をもふく

む用語である。

- ③ 『東京日日新聞』一八九七年七月一日。
- ④ 大久保鉄作「台政今後の方針」『進歩党党報』七。
- ⑤ 「第十三議會報告書」五四四頁、『憲政党党報』九、『台湾協會会報』四〇（以下『会報』四四頁より算出）。
- ⑥ 当時台湾の「財政独立」とは、総督府特別会計が本国からの「補充金」なしで運営されるような状況をさして用いられていた。なお、台湾事業公債法（後述）の成立による「公債募集金補充」は、台湾歳入を償還財源としていた関係上、「補充金」とはみなされなかった。
- ⑦ 「第十回帝國議會 衆議院台湾總督府特別会計法案審査特別委員会速記録（第一号）」一頁（以下「会計法案速記録」）。
- ⑧ 「桂太郎自伝」二（国立国会図書館憲政資料室所蔵『桂太郎関係文書』七七—一）。
- ⑨ 一八九七年九月一五日付伊藤博文あて台湾嘉義縣知事小倉信近書翰（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』三〔瑞書房、一九七三年〕一九〇～一九一頁）。
- ⑩ 峽謙斎「台湾財政談」『会報』二八。
- ⑪ 明治財政史編纂会編『明治財政史』三、八七五～八七六、八八二頁。国立公文書館所蔵、執筆者不明「台湾ニ関スル意見書」。
- ⑫ 室山義正『近代日本の軍事と財政』（東大出版会、一九八四年）二二二～二三三、二三三～二三三頁。
- ⑬ 台湾總督府官房文書課編『台湾統治総覧』（総督府、一九〇八年）一七七頁。
- ⑭ 現に阪谷芳郎なども、「明年カラ直グ独立ガ一財政上ノ独立ガ出来ルカト云フニナカナカサウハ参リマセヌ」とし、補充金が当分必要なることを認めていた（『会計法案速記録』一頁）。
- ⑮ 「第十議會自由党代議士報告書」一六頁（『自由党党報』一三二）。なお、第九議會における自由党の補充金削減論も、財政計画全体の妥当性を問うことの一環として主張されたにすぎない（『第九議會自由党代議士報告書』一一頁、同右一〇七）。ちなみに、削減額はそれぞれ六三万七〇〇〇円、一〇万円と、地租増徴問題登場後の三〇〇万円削減案（後述）にくらべれば格段に小さい。
- ⑯ 第一一議會に提出された政府増徴案では、地租増徴による歳入増一三八〇万円と台湾諸経費一三七〇万円とがほぼ均衡している。また、この台湾諸経費は経費不足総額二二七〇万円の約六〇パーセントを占めていた（室山前掲書二六三～二六五頁）。
- ⑰ 「第十一議會自由党代議士報告書」一六～一七頁（『自由党党報』一四八）、「財政不整理の頭末」『進歩党党報』一五。
- ⑱ 『東京日日新聞』一八九七年七月一日。
- ⑲ G12、一六八～一六九頁。⑳ 台湾總督府警務局編『台湾總督府警察沿革誌』—第三編台北以後の治安状況—上—（同警務局、一九三八年）一七七頁。

二 後藤による統治改革 —— 旧慣温存と経費節減 ——

一八九八年一月、伊藤首相から民政局長就任を要請された後藤は、伊藤・井上・児玉・桂ら藩閥指導者に「台湾統治救急案」^①と題する意見書を送附し、統治改革にかんするかれらの原則的同意をとりつけた。この意見書の骨子は二つの部分

からなっている。まず第一は、旧慣温存原則^②にもとづく統治の推進とそれによる台湾財政の整理、第二は、外債による鉄道・港湾・水道等諸施設の整備である。

すなわち後藤によれば、従来の台湾統治混乱の最大の要因は、総督府が台湾の旧慣を無視して「直ニ以テ急進的文明ノ政ヲ施サントセシ」点に、とりわけ台湾地方社会における「自治制ノ慣習」を破壊した点にもとめられる。しかも、この「自治制ノ慣習」のなかには、「警察裁判、土兵、収税ノ方法等ニ至ル迄、一トシテ備ハラサルモノ」がない。したがって、それを復活させることにより、総督府の業務は中央―地方を通じて大幅に縮少することができ、それにもなつて総督府組織全般にわたる組織の簡素化―經常費節減が可能となる。

すでに述べたように、第三次伊藤内閣は総督府特別会計への補充金を一挙に半減しようとしていた。後藤のこの構想は、本国政府の補充金削減要求と旧慣破壊による民心離叛―土匪の蜂起とを、旧慣温存とそれによる行財政改革によつて一挙的に解決しようとした、きわめて巧妙なものといえるであろう。ただし後藤は、こうした本国政府の要求にけつして本心から同意していたわけではなかった。同意見書はつづけてつぎのように述べている。

台湾ノ統治ヲシテ其完成ヲ期セシメント欲セバ、本国政府ハ成ルベク其施政ニ干渉セズ、其全權ヲ総督ニ委任シ、総督府ヲシテ自動的活動ヲ為サシメザルベカラズ。而シテ之ヲ為サシメント欲セバ、勢ヒ台湾ノ財政ハ総督ニ一任シテ、其責ニ任セシムルヲ要ス。而シテ同島ノ財政ハ、蓋シ公債ニ頼ルヨリ良キハナシ。

徹底した積極財政論者であつた後藤にとつて、もともと植民地財政の拡大は忌むべき事態ではなかつた。③。それどころか、植民地に積極的に資金を投じて鉄道等の諸施設を整備し、植民地の産業を發展させることこそ植民地領有のメリットなのであつた。また、植民地にたいする積極的資金投下は、植民地の独立防止策としても重視されていた。したがつて、右の引用文につづけて後藤は、公債は外債として募集し、それによつて鉄道・港湾等を整備すべきであるとし、これら諸事業が軌道にのつた暁には、ただに外債を台湾自身の負担で償還できるのみならず、台湾歳入を倍増させ財政状態を飛躍的に

好転させることができる、と説いているのである。^④

以上が、「台湾統治救急案」の概要である。後藤は積極主義的植民地経営をめざしつつも、藩閥―政党を通じての補充金削減要求には抗しきれず、旧慣温存―経常費節減を梃子に公債の大量発行―事業費膨張をおこなって、積極主義的植民地経営を実行しようとしたのであった。なお、右意見書で後藤が統治システム問題にほとんど触れていないのは、前年のシステム改革がたんに拓殖務省廃止にとどまり、結果的に総督府の「自動的活動」の余地が拡げられていたことによると思われる。^⑤

さてそれでは、こうした構想にもとづく後藤の統治改革はいかなるものであったのだろうか。まず、地方制度改革から検討していこう。

後藤が赴任した当時の台湾の地方制度は、六県三庁とその下級行政機関である辨務署からなっており、さらにこれらとは別に警察署が各地に設置されていた。だが、まえにも述べたようにこの地方制度は制度上の欠陥をかかえており、統治の実績もほとんどあがっていなかった。

そこで後藤は、旧慣温存―経常費節減構想による改革に着手する。すなわち、台湾土着の「自治的警察機関」であった保甲を再編・「復活」させ、これに末端行政事務とりわけ警察事務を分担させるとともに（一九八年八月「保甲条例」）、六県三庁制を三県四庁にあらため、行政の簡易化・効率化が追求された。そして、こうした措置にともなつて総督府組織も改革され、その結果、合計一〇八〇人も官吏が罷免されたのである。また、この制度改革で重要なのは警察官に県・庁官吏を兼任させたことで、これによって地方行政機関は警察機関を兼ねるようになり、制度簡易化の徹底が図られた。なお、九八年には「地方税規則」も制定され、一県の経費は原則としてその県の税金によって賄われることとなったので、従来停滞ぎみであった徴税事務もようやく軌道にのりはじめた。^⑥

以上の制度改革と併行して、後藤は対土匪政策における「帰順政策」の本格的採用に踏みきった。帰順政策とは、個々

の土匪集団内部の「良民」的部分とそれ以外の「政治犯」的部分との分離を通じて、土匪集団を内側から崩そうとする政策であり、具体的には、「婦順資格」を旧良民のみに限定してその婦順を促進するとともに、のこりの部分には警察力を主体とする武力「討伐」をかけるという方法がとられた。別稿でも若干触れておいたが、領台以後の土匪の大半は日本軍が「製造」したものであった。すなわち、蜂起地域住民の無差別的殺戮をとまなう陸軍の武断的対土匪政策が、一般住民の土匪化を促していたのである。したがって、婦順政策の採用＝武力討伐の抑制は多くの土匪集団の内部崩壊をまねき、一九〇二年を境に土匪の活動は一応の「終熄」をみた。^⑦

ところで、さきに述べた一連の制度改革のうち、保甲制度は村落の「自治」的機能の強化と連帯責任制の導入によって良民の土匪化を自己抑制させる目的で創設され、地方行政機関の警察機関化は対土匪政策の遂行主体を陸軍から警察にうつしたことの必然的帰結でもあった。つまり、一連の制度改革は婦順政策の採用とも対応していたのである。

さて、婦順政策の一応の「成功」は、いうまでもなく土匪集団の実態に関する正確な認識をその前提とするが、そうした認識は清朝治下での土匪のありかたや台湾の社会状態にたいする認識の深まりなしには、到底獲得できないものである。したがって、婦順政策の登場こそは、まさしく旧慣温存原則の政策レベルへの反映の一としてとらえることができる。以上述べてきたように、後藤による一連の制度改革と婦順政策の採用とのあいだには密接な連関が存在しており、それらは「旧慣温存による経常費節減」論の「見事な」実践であったと評価しうるであろう。

それでは、実際にこれらの政策によって台湾の財政状態はどう好転したであろうか。

まず、台湾関係費の国庫負担額（特別会計への補充金プラス台湾関係軍事費）は、九六年度の一八一四万円余（一般会計歳出総額の約一一パーセント）から、九九年度一二二万円余（約五パーセント）・一九〇一年度二〇一九万円余（約四パーセント）と急速に減少した。^⑧そして、国庫補充金は一九〇五年度にはついに全廃されたのである。このことはなによりもまず、後藤の統治改革によって総督府の歳入が飛躍的に増大したことを示している（九八年七四九万円余―一〇〇、

一九〇一年度一一七一万円余―一五六、〇五年度二一六九万円余―二八九）。しかも、歳入増のおもな部分は、「間接税」ともいべき専売収入（樟脳・阿片）からなっていた。ここにもまた、後藤の周到な配慮がうかがわれるのである。^⑨

では、台湾財政状態の飛躍的好転―財政独立の達成は、従来国庫補充金の削減を主張しつつづけてきた藩閩および政党勢力の台湾財政問題にたいする態度にいかなる影響をあたえたであろうか。紙幅の関係上、各議会における予算審議の模様を逐一追うわけにはいかないもので、ここではつぎの事実を指摘するにとどめたい。^⑩ すなわち、それはかれらをして台湾の完全な財政独立―台湾関係軍事費の台湾支弁、を志向させたのである。たとえば、原敬は「台湾の経済にてもはや駐兵費を支弁して可ならん」と後藤に説いているし（〇六年十月二八月）、憲政本党の領袖大石正巳も同様の見解を述べている。^⑪

該問題にたいする藩閩指導者の態度は、やや不明であるが、初代韓国統監の伊藤が韓国統治費の韓国による支弁を主張していることは示唆的である。^⑫ いずれにせよ、これらの時期を通じて藩閩指導者の主要関心は軍備拡張にあり、政友会は地方利益撤布政策を追求しはじめた。したがって、政策的優先順位の点からみても、また日露戦争後の財政逼迫状況からみても、かれらが台湾財政の独立を踏まえて台湾関係軍事費の台湾支弁を主張しはじめるのは、けだし当然のことといえよう。

① 水沢市立後藤新平記念編『後藤新平文書』R-12（雄松堂、一九七九年）。以下、「GM」と略称。
M, R-23。

② ここでいう旧慣温存とは、法制・教育および政治制度面での同化主義・内地延長主義の適用はさし控えるということであって、台湾の「経済開発」がひきおこす旧慣の破壊をも否定する性格のものではない。
これらの「吝嗇主義」は非難されるべきであった。というのは、「凡ソ併属領土ニ教ユルニ（財政的）独立自営ノ可能ヲ以テスルハ、則チ直ニ其レヲテ母国服属ノ必要ヲ疑ハシムル所以」であったからである（『滿韓経営意見』GM, R-23）。

③ 後藤の財政観は、「生産的経済ニ伴フ財計ノ膨張ハ所謂國運伸張ノ礎帯」とのかれの言葉のなかに凝縮されている。かれは政友会や桂内閣ですら健全財政主義をとっていた第一七議會時でも、外債募集・増

⑤ 六三法と総督武官制については、反内地延長論者たる後藤はこれらの制度を台湾の実情に適合的であると、その「効用」をたかく評価していた(前掲「台湾統治に関する覚書」)。

⑥ G-2、七一―七四、一五一、一五四―一五九頁。前掲「台湾財政談」。

⑦ 「台湾ノ土匪」(GM, R-30)、「明治三十一年六月二日、募倭參謀長及各旅団長ニ対スル兒玉總督訓示ノ要領」(GM, R-23)。

⑧ 『会報』四〇、四四頁より算出。

⑨ 前掲「台湾統治綜覽」一七三頁。ちなみに、後藤が赴任した九八年以降、樟腦・阿片二部門の専売収入だけで、台湾の全内地税の歳入総額を凌駕している。

三 台湾事業公債法の成立 —— 積極主義と植民地経営 ——

さて、以上第二章では後藤の旧慣温存⇨經常費節減プランについて述べてきたが、ここでは「台湾統治救急案」の後半部分⇨外債募集による積極主義的植民地経営論が、台湾事業公債法として政策化されていく過程を解明する。

台湾事業公債法が成立(九九年三月)するまで、台湾における鉄道・港湾等の整備はほとんど着手されていなかった。たとえば、当時こうした諸事業の二大眼目として考えられていた基隆築港と台湾縦貫鉄道について述べれば、前者は「築港調査費」が臨時軍事費より支出されたただけであったし、後者は戦後不況の影響をうけて台湾鉄道会社(民間資本⇨資本金一五〇〇万円、九六年十月設立認可)の設立がいきづまっていたために、敷設工事はまったく未着手のままであった^①。

もとより政府として、台湾の鉄道・港湾等の整備に当初から「消極的」であったわけではない。すなわち、戦後経営計画作成時においては、政府は償金または公債財源によって右諸施設の整備をすすめる考えであった。一例をあげれば、松方や渡辺国武の戦後経営計画では、台湾の鉄道敷設や築港は公債発行によることになっていたのである^②。公債を財源に設定

⑩ 増租継続と行財政整理が政治争点化した第一七議會当時、政友会内部でも行財政整理の一環として、総督府補充金の全廃論が登場した(桜井駿「行財政整理私案概要」、『政友』三四)。しかし、それは当時の増租継続が海軍拡張のための財源確保策であったために、松方内閣の時のような一大政治争点とはならなかった。

⑪ 原奎一郎編『原敬日記』二(福村出版、一九七一年)二〇四頁。後藤が原のこの提案に反対したのは、いうまでもない。「大石正巳政治日誌」一九〇五年二月五日の条⇨「予算大体的方針に就て」(國立國會圖書館憲政資料室所蔵『大石正巳関係文書』R-1)。

⑫ 『原敬日記』一九〇六年二月四日の条。

している点では、これらのプランは後藤の台湾事業公債構想のいわば「ひな型」として位置づけられよう。

それでは、なぜ政府のこうした「積極的」計画は実行にうつされなかったのだろうか。いまのところ、その理由はもうひとつ判然としないが、おそらくは戦後経営計画の実施過程において、軍備拡張費が当初の松方・渡辺案にくらべて格段の増加を示したことによると思われる。^③

ともあれ、後藤赴任時においては、藩閥指導者（とくに伊藤）も諸政党も、少なくとも鉄道敷設にかんしては、もはや台鉄会社のような民間資本にまかせておいては、その早急な着工は望みえないという点で意見の一致をみていた。^④したがって問題は、鉄道敷設以外の諸事業（基隆築港など）にも着手するか否かという事業規模の問題と、この件と関連して、事業の財源をどこにもとめるかという問題にほぼ絞られてきたのである。

こうした状況のなかで、後藤の積極的植民地経営論はまず六〇〇〇万円事業公債計画として、第三次伊藤内閣崩壊の後をうけた隈板内閣に提出された。同計画は総額六〇〇〇万円にのぼる公債を二〇年計画で順次募集し、それを財源に鉄道敷設・築港・土地整理等の「特別事業」を実施するというもので、償還財源はすべて台湾歳入によるとされていた。^⑤後藤は九八年十月に上京し、同計画につき大隈首相や松田正久蔵相（旧自由党）と折衝をおこなった。この時松田は、「総督府の提議を容れ、専ら之が調査に着手せしめた」という。^⑥しかしながら、隈板内閣の崩壊により後藤の下工作はむだ骨となった。交渉は、つぎの第二次山県内閣とのあいだにもちこされたのである。

山県内閣との交渉は、翌九九年一月から開始されたが難航した。それはなによりもまず、戦後不況の深刻化によって公債償還による経済界救済が財界筋から唱えられるようになり、新規公債の発行が困難となってきたからである。また一方では、地租増徴を断行せざるをえないほどの財政逼迫状況下で、従来その「放漫な」財政運営が問題視されてきた台湾に、たとえその償還が台湾歳入によるとはいえ、総額六〇〇〇万円もの「特別事業費」の支出を容認するのは容易なことではなかったからであった。しかしながら台鉄会社の例をみても、戦後不況に呻吟する財界に台湾の諸事業をまかせること

はもはや不可能であったし、また、これら特別事業の推進は、窮極的には台湾財政の好転（財政独立）に資するはずであった。しかも、特別事業には当初から「軍事的性格」が刻印されていた（詳しくは第四章）。

それゆえに山県内閣は、後藤が同法案と抱きあわせて総督府の二〇九年財政計画を作成し、そのなかで総督府の財政整理と一九一〇年度からの補充金全廃を公約したことで同法案を承認した。事業公債償還のめどをつけるためには、その償還財源たる台湾財政の整理が前提条件となる。すなわち、事業公債の発行と台湾財政の整理とは緊密かつ不可分に結びついていたのであった。ただし、起債総額は四〇〇〇万円に減額され、また公債償還論の存在を考慮して、同公債の発行は台湾銀行（後には、大蔵省預金部）引受けによる特別発行となった。

こうして、台湾事業公債法案は四〇〇〇万円公債案として第一三議会に提出されたのである。それでは、同法案にたいして諸政党はいかなる態度を示したであろうか。

まず、積極主義を標榜していた憲政党であるが、同党星亨派の機関紙『人民』は、法案の委員会審議が開始された直後に「台湾の経営」なる論説を掲げてつぎのように述べている。すなわち、「今日世人の台湾に対する意向」には二様ある。「一は積極的経営を主張し、大に富源を開拓して、新版図領有の意を遂げんと欲するもの也。一は消極的手段を執り、其自然の発達に任せ、唯成るべく台湾の経営の爲めに国庫を累はす如きことなからんを期するもの」である。ところで、台湾の地は「これを闢かば、以て日本の一大富源たるべき」可能性をもっているし、また「海峽以東の要衝」たる軍事的意義をも有している。したがって、「苟も経営其道を得ば、豈に独り台湾會計の独立を得るのみならんや、豈に独り四千万円若くは六千万円内外の公債を其歳入より償還し得るのみならんや、其総日本の繁栄を翼くも決して望みなぎにあらざるべし」、「国防上」の観点からしても台湾縦貫鉄道の敷設だけでもなんとしても実行すべきである。すなわち、「我台湾領有の素志を貫かんと欲せば、是非とも積極的手段に出て、所謂恒久の心を以て遠大の計画」をおこなわねばならない。星—関東派が事業公債法案に肯定的であったことは、右の要約からもあきらかであろう。しかしながら、党内には総額

表Ⅱ 台湾事業公債法案の変遷

	成立案	総督府原案	政府修正案
総額	3,500	6,000	4,000
鉄道敷設費	2,880	3,000	3,000
築港費	200	1,000	200
土地整理費	300	1,500	300
監獄新営費	80	} 400	} 400
庁舎建築費	40		
給水工事費	—	100	100

単位=万円。

出典 『人民』1899年2月14日号。

『後藤新平』2 pp. 186~187。

『台湾協会会報』5 p. 62。

四〇〇〇万円という起債規模にたいする反対論が存在していた。おそらく、それはさきの六〇〇〇万円公債計画にたいする山県の危惧と同様のものではあつたであろう。だが、結局のところは、後藤と星のあいだで妥協が成立し、起債総額を三五〇〇万円とすることで憲政党は同法案に賛成することとなつた(表Ⅱ参照)。

さて、ここで憲政党が台湾事業公債法案に賛成できた理由について若干触れておきたい。まず第一に指摘できるのは、同党がすでにこの時点において地租増徴に賛成していたことである。まえにも述べたように、台湾経費の予想外の膨張は地租増徴の一大要因であつた。したがって、憲政党の増徴賛成はとりもなおさず同党が台湾関係費の膨張をある程度認めたとということの意味する。第二にあげられるのは、後藤の旧慣温存―経常費節減路線によって台湾の財政状態が急速に改善されつつあつたことである。つまり、地租増徴に賛成した憲政党としては、強いて補充金削減を主張する必要はこの点

からしてもなくなつていたのであつた。なお、後藤による財政独立の公約―償還財源の安定化が、憲政党の賛成を促進したであろうことはいふまでもない。憲政党が後藤と妥協できたのは、およそ以上の理由によると思われる(「国防上」の理由もあるがこれは後述する)。

以上述べてきたように、憲政党の台湾事業公債法案にたいする態度は、同党の地租増徴法案賛成によつてなれば決定づけられたのであるが、それと同様に憲政本党の地租増徴反対は同党の該法案にたいする態度をほぼ決定したといえるであろう。

すなわち、地租増徴反対によつて、結果的に憲政本党はもつとも急進的に台湾の財政整理を主張する政治勢力となつてしまつたのである。したがって、同党としては事業公債法案に賛成するわけにはいかなかつた。

ただし、憲政本党でも鉄道敷設等の諸事業がやがては台湾経済を活性化し、財政独立にプラスに作用するであろうとの見通しはもっていた。そこで、償金残余金五〇〇〇万円を財源とする諸事業実行案が考案された。償金を財源とすれば公債発行は不用となり、そのかぎりにおいては、本国経済にも台湾経済にもあらたな負担をかけないですむ。その意味で、この案は地租増徴反対と台湾特別事業の推進とを両立させようとする苦肉の策であった。¹⁰⁾

ともあれ、台湾事業公債法は憲政党の賛成により成立し（三月二日）、ここに総額三五〇〇万円の事業公債を財源として台湾の「特別事業」は着手された。しかしながら、もともと六〇〇〇万円事業公債計画を抱懐していた後藤にとって、三五〇〇万円という金額は過少にすぎたものであった。しかも、憲政党の主張する積極主義と後藤の主張する積極主義とのあいだには、内容的に大きな隔りが存在していた。

さきほど述べたとおり、後藤にとって植民地財政の膨張は忌むべきものではなく、植民地への財政支出を増やすことこそ、その積極主義的財政構想からも、また植民地の独立を未然に防ぐという観点からも必要とされていたのであった。すなわち、台湾事業公債法はまさしく右の持論の実践であり、国内諸政治勢力の圧力によってとることを余儀なくされた経常費節減補充分削減路線は、あくまでもその償還財源確保策でしかなかった。

これにたいし、憲政党のいう積極主義的政策体系は地方利益撒布策を中心に組み立てられており、いまだ植民地経営をその体系内に有機的に組みこむまでにはいたっていなかった。¹¹⁾ 憲政党が事業公債法案に賛成した有力な動機の一つは、さきに引用した「台湾の経営」が述べているごとく、それによって「経営其道を得」¹²⁾としめ、「台湾会計の独立を得」ることが可能となると考えられたからであった。つまり、憲政党は後藤とは逆に、事業公債法を台湾財政独立の有力な手段として位置づけていたのである。同法に反対した憲政本党にくらべれば、憲政党はたしかに積極主義的であった。しかし、財政独立に反対していた後藤の眼には、憲政党のこうした方針はなおも消極的で煮えきらぬものとして映じたであろう。

そこで後藤は、本来の六〇〇〇万円公債計画案を実現するために、以後ますます「積極主義的」になっていくのである。

次章では、事業公債法成立以降の台湾経営の展開を、軍部の動向や統治システム問題ともからめて解明していく。

- ① 台湾総督府民政部土木局編『基隆築港概要』（総督府、一九二二年）一頁。高橋泰隆『台湾鉄道の成立』（経営史学）一三二二。
- ② 室山前掲書二四〇二五、二三一～二三四頁。
- ③ 同右二三五～二四四頁。
- ④ 前掲『第十議會自由党代議士報告書』、「政界の近状」（『進歩党報』八）。なお、自由党はもともと債金等を財源とする台湾諸事業の推進を主張していた（森本駿『台湾を自由貿易市場とする議』（『自由党党報』八九）、「台湾の二大事業」（同九五）。
- ⑤ 「台湾起業公債条例案竝附表」（早稲田大学大隈研究室編『大隈文書』（雄松堂、一九六八年）A—二四四六、R—64）。
- ⑥ G—2、一八三頁。
- ⑦ 同右一七四～一七九頁。一九一九年一月三〇日付阪谷芳郎あて祝辰巳書翰（国立国会図書館憲政資料室所蔵『阪谷芳郎関係文書』九三—
- ⑧ 一八九八年二月二日付後藤あて児玉源太郎書翰（GM、R—83）、G—2、二四〇～二四五頁。
- ⑨ 『人民』一八九九年二月一八日。
- ⑩ G—2、一七九～一八二頁。一時憲政党は「国防上」の理由から、同法案中「鉄道敷設の件のみ」賛成する方針であった（『人民』三月三日）。
- ⑪ たとえば地租復旧案の一つである「武富案」は、復旧財源捻出策として総督府補充金の全廃や台湾関係軍事費の大幅削減を主張していた（坂野前掲書、二三三～二三五頁）。
- ⑫ 「第十三回帝國議會 衆議院台湾事業公債法案審査特別委員会速記録（第一号）」四頁。同第五号、三二頁。
- ⑬ 本章註⑩参照。

四 台湾経営の展開

台湾事業公債法の成立によって、台湾特別事業はようやく開始されることになった。それではこの事業公債法は、実際にはどのように運営されていたのであろうか。ここではまず、当初予定された（一八九九年作成）特別事業費年割額と実際の年割額との比較から検討していきたい。

一八九九年度から一九〇三年度までの両者を比較すれば、以下のとおりである（括弧内は実際の年割額、単位Ⅱ万円）。
 一九〇一年—三二〇（三二〇）、一九〇〇年—四四〇（六四〇）、〇二年—三七〇（四七四）、〇三年—二八〇（四〇〇）。このように、実際にはかなりの繰上げ支出がおこなわれているのである。しかも、一九〇二・三

年度の四七四万円・四〇〇万円のなかには、台湾特別事業第二期計画（総額〓三六四〇万円、一九〇二年度から一一年度までの十カ年計画を予定）の年割額として、一〇四万円と一五〇万円とがそれぞれふくまれていたのであった。つまり、事業公債法にもとづく特別事業は、当初の予定をうわまわるペースで実行され、しかも第二期計画の一部をも実行にうつされていたのである。^①

ところで周知のごとく、義和団事件の突発による臨時支出のために、松方の健全財政主義によって安定するかにみえた財政状態は、急速に悪化していった。その結果、一九〇一年度には多くの公債支弁事業が中止ないし繰延べを余儀なくされたのである。また、日英同盟の成立による海軍拡張の必要性は、桂内閣をして地租増徴継続を財源とする第三期海軍拡張案を第一七議会に提出させたが、増租継続反対と行財政整理の徹底を唱える政党勢力はこれに反対し、結局のところ、公債支弁事業の繰延べ等からなる行財政整理と外債募集とによって、海軍拡張はおこなわれることとなった。^②

このように、一九〇一年以降、多くの公債支弁事業は中止ないし繰延べに追いこまれていった。既述の台湾特別事業第二期計画が、十カ年継続費としての上程を認められなかったのはこのためであった。^③ また、それは一九〇三年度予算にたいする総督府の目算を大きく狂わせた。すなわち、増租継続問題による議会解散のあおりをまともにくれた同予算では、特別事業費予算は当初予定の七一〇万円から四〇〇万円（第一期計画分二五〇万円プラス第二期計画分一五〇万円）へと一挙に三二〇万円もの削減を蒙ったのである。これは、政党側の行財政整理徹底策の一環としてなされたのであった。^④

しかしながら、第一期計画によれば、一九〇三年度の特別事業費は二八〇万円であり（実際には、一九〇一年度予算へ三〇万円繰上げ支出していたので二五〇万円）、この削減は第一期計画繰上げ予定分二五〇万円と第二期計画の一部〓六〇万円とを削減したものであった。つまり、九九年作成の第一期計画年割額に照らしてみるかぎり、第一期計画は計画どおり遂行され、しかも第二期計画予算の一部までもがそれにうわのせされていたのである。^⑤ すなわち、多くの公債支弁事業が事業の繰延べ・中止に追いこまれていったなかで、台湾の特別事業計画は当初予定をうわまわるペースで実行されて

いたのである。

それでは、なぜこうした「特例」が認められたのであろうか。この時期の日本の財政構造が「軍拡型」のものへと変化していたことを考慮すれば、それはおそらく台湾の特別事業、とりわけ鉄道敷設および築港事業の「軍事的性格」に関連があると思われる。

そもそも、当時の藩閩指導者・政党勢力（とくに憲政党系）・陸海軍・台湾総督府等々は、予想される列強の中国分割に際して、日本が福建省をはじめとする南清地方に「進出」するための戦略的橋頭堡として台湾を位置づけていた。台湾はまさしく、「北守南進策の第一著の足溜り」（松方）なのであった。^⑥結局失敗におわったとはいえ、一九〇〇年八月の厦門出兵は右の構想の実践としてとらえることができる。また台湾領有は、日本本土の「戦略的防衛ライン」が台湾海峡附近にまで拡大されたことをも意味していた。

我新版図タル台湾ノ地勢タルヤ実ニ我南門ノ鎖鑰ニシテ、兵略上最モ要衝ノ位置ニ在リ。近キハ則チ支那南部及南洋諸島、遠クハ則チ西歐諸邦ニ通スルノ要路ニ当ルヲ以テ、一朝此等ノ諸邦ト事ヲ生シ我ヨリ出兵ヲ要スルニ当リテハ、必ス先ツ此地ヲ以テ根拠ト為サ、ルヘカラス。又不幸ニシテ敵ノ来襲ヲ受ケ、自ラ守勢ヲ取ルニ当リテハ、亦タ必ス此地ヲ以テ戦闘線ト為サ、ルヘカラスルハ蓋シ自然ノ勢ナラン。^⑦

こうして、以上の目的にこたえるために台湾には混成旅団三個が配置され、また、それは島内の「治安の維持」にもあたることになった。そして、台湾縦貫鉄道の敷設や基隆築港は、当初から在台軍勢力の円滑かつ効果的な運用を保障するための設備として、一たんに殖産興業的施設であるというばかりでなく、性格づけられていたのである。

海軍当局は「基隆澎湖島防禦要領」（一九九年三月裁可）で、基隆を要塞地帯とさだめたが、これは同港が「本島北部ノ咽喉ニシテ支那南部ニ対シ最モ枢要ノ地ヲ占」めていたからであった。また、台湾縦貫鉄道が基隆―打狗間に敷設されることになったのは、「本島北部ノ要衝タル軍港ノ地ト南部ノ咽喉タル要港ノ地トノ聯絡ヲ完全ナラシムルハ軍事上最モ緊要

ノ事」であつたからである。^⑧

さらに台湾鉄道について附言すれば、それは敷設計画作成の段階から軍事的性格をあたえられていた。すなわち、領台直後から、総督府や陸軍は縦貫鉄道敷設の必要性を本国政府に説いていたが、それらはいずれも「台湾ノ防備」という観点をつよくうちだしたものであつた。したがって、最初の敷設計画（九六年四月）では同鉄道は「有事ノ日ニ危虞ナキ」山間線とされ、殖産興業的色彩のよりつよい海岸線とすることは放棄されている。^⑨ もっともこの計画は後に修正され、実際の路線は経済的収益性をより重視したものとなつたが、それでも縦貫鉄道の軍事的重要性にかわりはなかつた。^⑩

台湾事業公債法案に山県内閣および憲政党がまがりなりにも賛成したのは、前章であげた理由のほか、かれらが縦貫鉄道敷設や基隆築港の軍事的重要性を充分認識しており、しかも両者ともに南清地方への「進出」を唱えていたことにもよると思われる。すなわち、同法案にたいする憲政党の賛成理由中には、「特に国防上より之を觀れば、一旦外国と事あるに當りて、台湾の守備を全うするには、何は扱置き之か縦貫鉄道だけは是非ともこれなかるべからざる也。況や内土匪に対する治安の爲めにも、鉄道の欠くべからざるは言ふ迄もなきに於てをや」との認識が存在していたし、さらに同党は、「支那保全論の今日に迂なるは云ふ迄もなし」として分割論を主張し（星亨）、台湾の「防衛上」からも福建省は日本の勢力圏たるべきだとしたのであつた。^⑪ なお、山県が「北清事変善後策」（一九〇〇年八月）で、福建・浙江の「勢力区域」化を主張していたことは、もはや周知のことからであらう。

ただし右のごとき「南進論」は、厦門出兵の失敗と義和団事件を口実とするロシアの満州占領によって一時期衰退する。そして、日英同盟の成立にともなつて日露間の緊張がたかまるにつれて、「有事」の際のロシア東航艦隊による台湾攻撃が危惧されるようになってきた。まさしく、台湾が「戦闘線」と化す事態が現実のものとなりつつあつたのである。^⑫

したがって、台湾の防備を全うするためにも、縦貫鉄道の完成は急がねばならなかつた。結局、同鉄道敷設事業は日露戦争の最中には臨時軍事費を財源におこなわれ、当初の予定より二年あまりも早く、一九〇六年五月に軍事速成線とし

て一応の開通をみたのである。^⑭

おそらくは以上述べてきたような事情からして、政府も政党（政友会）もこれら諸事業の年割額線上げを承認したのであろう。また、こういったことの背景として、後藤による台湾財政改革の順調な進展という事実が存在していたことは、いまさらいうまでもない。

ともあれ、後藤の積極主義的植民地経営論は特別事業第一期計画にかんじていえば、当初予定をうわまわるペースで実行されていったのである。それでは、この時期統治システム問題はどのような展開をみせていたであろうか。以下、それについて述べていきたい。

既述のごとく、九七年九月の拓殖務省廃止は、総督府の「自動的活動」を主張する後藤にとっては好都合であったはずである。ところが、同省廃止以後、総督府の中央監督官庁が内閣大臣官房・内務省台湾課とめまぐるしく変遷したことなどにより、かえって総督府—本国政府間にあらたな軋轢が生じるようになった。その顕著な事例が、一九〇〇年八月の廈門事件である。

廈門事件については先行研究も数多く存在するので、ここではその詳細についてはさし控える。ただし、福建省占領計画が遅くとも一九〇〇年七月頃には参謀本部—総督府間で協議され、以後両者が中心となって出兵を推進していたことだけは一応確認しておきたい。^⑮そして、列強の軍事的・政治的圧力を眼前にした山県内閣が廈門からの撤兵を決定した後においても、後藤・児玉らは出兵計画の完遂を主張してやまなかったのである。

後藤らによれば、廈門出兵の失敗の原因は、「系統アル植民政策」の遂行が、本国の「（台湾統治について）誤想謬見ヲ抱ケル者」の妨害によってさまざまげられてきた点にある。しかも、このような「誤想謬見」を正すべきはずの総督府中央監督官庁—内務省は、「台政」にかんする認識不足と内閣の頻繁な更迭とによって、総督府側の政策意図を本国に周知せしめる力に欠けているという。そこでかれらは、「彼我ノ事情ヲ疎通」せしめるために拓殖務省を中央におき、台湾総督

に拓殖務相を兼任させることで（この場合武官総督制は当然維持されているから、内閣がかわっても拓殖務相はかならずしも更迭されない）、「系統アル殖民政策」をおこなうべきであるとしたのである。つまり、新設拓殖務省を総督府の出先機関化することで、総督府の「自動的活動」の余地を一層拡大しようとしたのであった¹⁵⁾。

ただここで注意すべきは、この拓殖務省設置論が旧慣温存重視という観点からも主張されていたことである。すなわち後藤は、内務省管轄下に台湾をおいておくと、内地延長主義（このなかには、台湾に本国財政の一部をも負担させよというような議論もふくまれる）や性急な同化主義が、台湾経営に適用される可能性がたかまるとして、総督府監督官庁の「非内務省化」を唱えていたのである¹⁶⁾。

ところで、既述のごとく、後藤の旧慣温存策は国内諸政治勢力の台湾関係費削減要求を經常費節減―財政整理によって緩和し、あわせて、保甲制度等の導入による土匪鎮圧をおこなうためにとられた措置であった。そして、旧慣温存と総督府の「自動的活動」とを重視するがゆえに、帝国議会の植民地立法権は事実上否定され（六三法）、武官総督制は維持され、拓殖務省は新設されねばならなかった。また、旧慣温存―經常費節減策は、後藤の本来の持論である積極主義的植民地経営論を台湾事業公債法として実現するための梃子の役割をも果たしていた。すなわち、これらの諸政策・諸構想は相互に密接な連関を有しており、全体として一つの政策体系をなしていたのである。そして、いままで述べてきたように、それはたしかにある程度の「成功」をおさめた。乃木総督時代における台湾経営の混乱は、土匪鎮圧・事業公債法の成立等を通じて一応收拾されたのである。

しかし、他面において後藤の積極主義的植民地経営論は、国内諸政治勢力の植民地経営にたいする「吝費主義」（財政独立論、事業公債の起債総額削減、同第二期計画の頓挫）や内地延長主義（六三法廃止論）などによって、その充分な展開を阻まれていた（拓殖務省も結局再設置されなかった）。そこで総督府では、これらの「障害」を除去すべく、「台湾統治法案」なるものを構想したのである。

春山明哲氏の御教示によれば、総督府が台湾統治法案の作成に着手したのは第一六議會（一九〇二年）終了後と推測され、第二二議會までにはほぼ大体の姿ができていたという。^⑬ともあれ、同法案でとくに注目すべき点を二つあげれば、それは六三法体制の永続化が規定され、また総督府特別会計の予算審議権が植民地立法機関ともいふべき台湾総督府評議會に附与されていることである。すなわち、同法案第四条は「台湾総督ハ其ノ管轄区域内ニ律令ヲ発スルコトヲ得〔原文改行〕法律ト同一ノ効力ヲ有ス」と、総督の律令制定権を明記し、さらに第九条は、「台湾ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ台湾評議會ノ議決ヲ取り監督大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ」としていたのである。

こうして、帝國議會の植民地立法権および同予算審議権が原則的に否定された反面、総督府評議會には予算審議権があたえられ、また律令の制定にも評議會の「議決」が必要とされた（第五卷）。ただし、総督府評議會に予算審議権が附与されたことの「代償」として、同法案は台湾財政の独立を定めていた。すなわち、同法案第八条には、「台湾ハ之ヲ法人トシ財産ヲ有シ義務ヲ負フコトヲ得セシム各種ノ租税及収入ハ之ヲ法人ノ歳入トシ一切ノ歳出ヲ支弁セシム」と規定されていたのである。

この規定は一見したところ、あたかも後藤が年来の積極主義的植民地経営論を放棄したかのごとき印象をあたえる。しかしながら、法案の実質的な起草者であったと思われる岡松参太郎によれば、第八条を挿入した真の意図は、台湾に財政上の法人格を認めることによって第九条に財政的裏づけをあたえ、なおかつ、総督府に独自の公債発行権を附与することにあつた。^⑭また、後藤はここでいう「一切ノ歳出」のなかに台湾関係軍事費をふくめるつもりはなかつたし（前述）、台湾事業公債法にもとづく特別事業費についても、第二期計画の作成にみられるようにその一層の拡大が図られていた。これを要するに第八条の規定は、一九一〇年度における財政独立という既定方針を再確認し、經常費の圧縮を梃子とする特別事業費の拡大、それを通じての積極主義的植民地経営の遂行という「後藤路線」のより円滑な実現を保障するものであつたのである。^⑮

ところで、まえにも述べたとおり、台湾統治システムの創出が困難をきわめた一因は、明治憲法に新領土獲得にかんする規定がまったく欠落していたことであつた。六三法の「違憲問題」も、もとをただせばすべてこの点から発していた。したがつて、六三法体制の永続化を図るためには、憲法問題に結着をつけねばならなかつた。

そこで登場したのが、台湾統治法の制定と同時にあらたに憲法第七七条を新設するという憲法改正案であつた。すなわち、同条は「此ノ憲法ノ条項ハ台湾統治法ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルモノヲ除ク外之ヲ台湾ニ適用ス」というもので、その狙いは台湾の憲法上の地位を明確化したうえで實質的には六三法体制を永続化し、内地延長主義の台湾統治への適用を阻むことであつた。^②

以上の考察からもあきらかなように、台湾統治法案は総督府の「自動的活動」の領域をかなり拡大する性格をもつていた。そして内地延長主義を標榜していた政党勢力、とりわけ政友会がこの法案を拒否するであろうことも、また明白であつた。^③ それゆえに総督府側は、法案を煮つめる段階で「自動的活動」に自らいくつかの制約をほどこした。すなわち、「律令ハ法律ト同一ノ効力ヲ有ス」との文言を削除し、また、台湾の歳入の一部を国庫に納入できるようにする等の修正がくわえられたのである。^④ 総督府がこのような「妥協的修正」をおこなつたことの背景に、日露戦争の勃発にともなう桂系と政友会との急速な接近という事情があつたであろうことは想像に難くない。

しかしながら、「妥協的修正」をほどこしたところで、総督府の「自動的活動」の余地拡大という法案の基本的性格に変化はなかつた。だからこそ、桂内閣から台湾統治法案を内示された原敬は、これでは「台湾ハ殆ド半独立ノ如キ有様ニナル」として、これを拒否したのである。^⑤

こうして後藤らの統治システム構想は画餅に帰し、日露戦後における台湾経営は、六三法の「改訂版」たる三一法（一九〇六年第二二議会で成立）と特別事業第二期計画（事業公債法改正により起債総額を七三五〇万円に修正、一九〇八年第二四議会で成立）とを二つの柱として遂行されたのである。後者の成立を媒介したのが、一九〇五年度における台湾財

政の独立であったことはいまでもない。すなわち、統治システム全般の改革こそ成らなかったものの、後藤の積極主義的植民地経営論は、特別事業第二期計画の実現として日露戦後に一応の結実をみたのであった。

- ① 「公債募集金ヲ以テ支弁スヘキ歳出年割額見込表」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『曾禰家文書』一）。『憲政党報』九、五四九～五五〇頁。『第一六議會報告書』二四～二五頁。『政友』一九。『金報』二三、五七頁。同四〇、四五～四六頁。同四二、二四頁。同五三、三〇頁。同五六、三〇頁。同五七、三三頁。以上から算出。なお、一九〇一年度の繰上げ分＝三〇万円は、一九〇一年度における財政逼迫の影響を蒙って、第一六議會に一九〇一年度追加予算として提出され、議會の承認をえたものである。
- ② 室山前掲書、二七五～二八八頁。『明治財政史』九、二五八～二六八頁。
- ③ 前掲『第一六議會報告書』二二、二四～二五頁。
- ④・⑤ 『金報』五〇、四二頁。同五一、三六頁。他は本章註①と同じ。
- ⑥ 『公藤松方正義伝』坤、五四八頁。
- ⑦・⑧ 「台湾島軍備設計ニ関スル意見」（国立国会図書館憲政資料室所蔵『旧陸海軍関係文書』R-92）。同文書は、海軍当局によって作成されたものと推測される。
- ⑨ 一八九五年八月二六日付政府あて樺山総督稟議、同年十月九日付大山陸相あて参謀総長彰仁親王稟議（総督府鉄道部編『台湾鉄道史』上）〔総督府、一九一〇年〕一四七～一五〇頁、同右一五三頁。
- ⑩ 『台湾鉄道史』中、三六頁。
- ⑪ 前掲『台湾の経営』、「三門湾問題（政治家の意見）」（『人民』一八九九年三月二五日）、「断じて袖手傍観すべからず」（同右、同年三月一八日）。
- ⑫・⑬ G-2、二三五～二三六頁。
- ⑭ 山本四郎「厦門事件について」（『赤松俊秀教授退官記念国史論集』〔同事業会、一九七三年〕）。
- ⑮ 「拓殖務省設置ノ意見」（GM、R-23）。
- ⑯ 「台湾時代 拓殖務省設置意見 土匪関係 清國ノ実情」（GM、R-69）。
- ⑰ 以下該法案からの引用は、とくに（註）を附さないかぎり、すべて国立国会図書館憲政資料室所蔵『鈴木三郎関係文書』一〇一一によった。なお、右文書は台湾統治法案の草案中「原案」的位置を占めるものである（春山明哲氏の御教示による）。
- ⑱ 春山『台湾統治法』について（台湾近現代史研究会一九八五年二月例会報告）。
- ⑲ 「台湾ノ制度ニ関スル意見書」（GM、R-25）。総督府関係予算の編成権は、井上蔵相の補充金半減案を総督府側がのむことの代償として、九八年度から台湾総督に移管されていたが（G-2、一六八～一六九頁）、公債の発行・償還等にかんする権限は、依然として大蔵省の管理下におかれていた（平井廣一「日本植民地財政の展開と構造」『社会経済史学』四七～六）。
- ⑳ 同法案が作成された有力な動機の一つとして、後藤が台湾事業公債の発行・償還等に関わる権限を大蔵省から総督府へ移管しようとしていたことがあげられる。すなわち後藤は、一九〇一年度特別事業費年割額の繰上げ遅延（本章註①参照）をみて、「成ルヘク新版図ラント母国財政変動の外ニ置カレンコトヲ企望」し、「母国ハ公債募集ヲ中

止スルモ、新版図ノ經營事業ハ公債ニ依リテ遂行セシムル事・「必要ノ場合ニハ大蔵大臣ハ公債募集ノ如キモ、總督ニ委任ノ制ニ定ムル」

こと等を構想していたのである。その際、公債発行は従来とおなじく台銀引受けの特別発行が予定されていた（『台湾統治重大覚書』GM、R-69）。

②① 「台湾統治法案」（『鈴木三郎関係文書』一〇一〜二）。

おわりに

乃木総督治下の台湾經營の混乱は、統治理念の未確立ということとあいまって、地租増徴問題の登場によって増幅された。地租増徴をもたらしただ最大の要因が台湾關係費の予想外の膨張にあることを知って、政党勢力は一斉に台湾統治の改革を主張しはじめたのである。また、藩閥側でも地租増徴法案の成立を期して、統治改革を総督府に要求した。

新任民政局長後藤新平は、旧慣温存を統治理念として掲げ、かつそれにもとづく行政機構の再編成をおこなうことで本國側の期待にこたえた。また、土匪にたいしても帰順政策を効果的に運用して、これを鎮圧した。

さらに後藤は、經常費節減をはじめとする統治改革の「実績」を梃子に特別事業費を膨張させることを通じて、持論である積極主義的植民地經營論を実現しようとした。その結果成立したのが、台湾事業公債法である。同法案に山県内閣や憲政党がまがりなりにも賛成したのは、台湾縦貫鉄道の敷設や基隆築港がやがては台湾經濟を活性化させ、ひいては台湾財政の独立に資するであろうと考えたからであった。したがって、それは財政独立を「吝費主義」としてしりぞける後藤の植民地經營論とは、まったく背馳する動機にもとづいていた。

ただし、台湾の戦略的重要性を重視する点では、後藤も山県内閣も憲政党もみな一致していた。かれらは台湾を南清「進出」の基地としてとらえ、在台軍事力の効果的運用をはかるためにも、鉄道敷設や築港は必要だと考えていたのであ

②② 小林勝民ほか「台湾統治の現状に就き世人に訴ふ」（『政友』一七）。

原敬の植民地經營論については、春山・若林前掲書および前掲拙稿參照のこと。

②③ 「台湾統治法案」（GM、R-31）。

②④ 内閣記録録編『台湾に施行すべき法令に関する法律其の沿革並現行法令』（同課、一九一五年）二六七頁。

る。山県内閣や憲政党が台湾事業公債法に賛成したもう一つの理由は、実にここにあった。したがって、以上の諸点からして、当時憲政党が標榜していた積極主義は、いまだその政策体系のなかに植民地経営を充分組みこむにはいたっていないといえるであろう。

一九〇一年以降の財政逼迫状況のなかで、台湾特別事業費の年割額繰上げがおこなわれたのは、日露関係の緊迫によって台湾の戦略的重要性が一層たかまったからであった。後藤はこのような趨勢をみて、特別事業第二期計画に着手しようとする。だがそれは、地租増徴継続反対を唱える政党勢力の行財政整理徹底要求のまえに失敗する。

自らの積極主義的植民地経営論が本国の「吝費主義」によって頓挫させられるのを目のあたりにして、後藤ら総督府側は統治システムの根本的改革を通じて、こうした状況を打破しようとした。その結果生まれたのが、台湾統治法案である。それは帝国議会の植民地立法権・同予算審議権を原則的に否定し、総督府の「自動的活動」の余地を拓けようとするものであった。しかし、該法案は桂系と政友会の接近によって「妥協的修正」を附され、内地延長主義を主張する原敬の反対のまえに画餅に帰す。

こうして、後藤は統治システム改革には失敗したものの、特別事業費の拡大による積極主義的植民地経営という面では一定の「成果」を収めたのである。そして、經常費をなるべく圧縮し、公債財源の特別事業費を拡大して積極主義的植民地経営をおこなうという政治技術は、満鉄総裁に就任した後藤によって「満鉄中心主義」として再演される。すなわち、本来関東都督府が扱うべき行政事務をかなりの部分満鉄に委託することで、都督府の財政的負担は軽減されることであろう。それはとりもなおさず、本国財政からの関東都督府補充金の圧縮を意味する。また、満鉄社債の海外市場での大量発行は、日露戦後の「緊縮財政」期においては正貨補填の役割をも果たす。

これを要するに、旧慣温存を重視する「後藤路線」は、日清戦後の財政状況と「藩閥対政党」関係の必然的産物であった。したがって、第一次大戦による財政状態の飛躍的好転と原敬政友会内閣の成立とによって、「後藤路線」は最終的に

解体する。原敬内閣が植民地総督武官制の廃止と同化主義の徹底に踏みきるのは、以上の意味からしても、けだし当然のことであつたといえよう。

(中央大学大学院生

一九八五年三月一八日成稿)

“Shimpei Gotô 後藤新平 and the Japanese
Colonial Management”

—Formation of Japanese Colonial Policy and
the Influence of Domestic Politics—

by

Michihiko Kobayashi

As the result of the victorious Sino-Japanese War, Japan acquired Taiwan, which provoked the unexpected rocketing up of the “Taiwan Budget”. That is the very reason why the Matsukata’s Second Government decided to introduce the land-tax increase.

Both the political parties, which were against the land-tax increase, and the clans “Hanbatsu 藩閥” which intended to increase the land-tax eagerly, started to insist on the readjustment of the “Taiwan Budget”.

Shimpei Gotô, who took charge of the civil administration of Taiwan, dared to reform the way of ruling, basing it upon his theory, that is, financial readjustment by maintaining the traditional customs “Kyûkan-Onzon 旧慣温存”. Gotô succeeded in cutting down the current expenditure of the “Taiwan Budget”. Besides, he tried to realize his own theory of ‘active’ colonial management through the expansion of the extra enterprise budget, which was supposed to be given shape by the Taiwan Enterprise Public Loan Bill “Taiwan-Jigyô-Kôsai-hô 台湾事業公債法”. The bill was approved by the 13th session of the Diet.

Although after 1901 Japanese government was hard pressed financially, the extra enterprise budget was carried out more affluently than had been expected, for it looked upon Taiwan as an area of strategic importance. But Gotô was never satisfied with such rapid realization of the extra budget. He, therefore, had the Taiwan Ruling Bill “Taiwan-Tôchi-Hô 台湾統治法” drafted, in order to restrain the ‘thriftism’ “Rinbishugi 吝費主義” and the principle of gradually extending Japanese laws to apply to colonial subjects “Naichi-Enchôshugi 内地延長主義”, both of which were major opinions at homeland.